

県単農地集積促進事業【集落農地集積促進事業】 ～ 団体営農業基盤整備促進事業の農家負担を軽減 ～

農林水産部農地整備課

島根県では、担い手への農地集積を加速化させるため、団体営農業基盤整備促進事業に係る農家負担を軽減する新たな支援制度(集落農地集積促進事業)を創設。

【制度概要】

「農地利用集積計画」に基づき、団体営農業基盤整備促進事業を契機として集落農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が、団体営農業基盤整備促進事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に50%以上となった場合に、促進費を交付

- ①対象工種：農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理
農作業道、農用地の保全
- ②交付割合：12.5%（但し、農家負担を上限）
- ③負担割合：県100%
- ④交付先：市町村、土地改良区

【促進費交付イメージ】

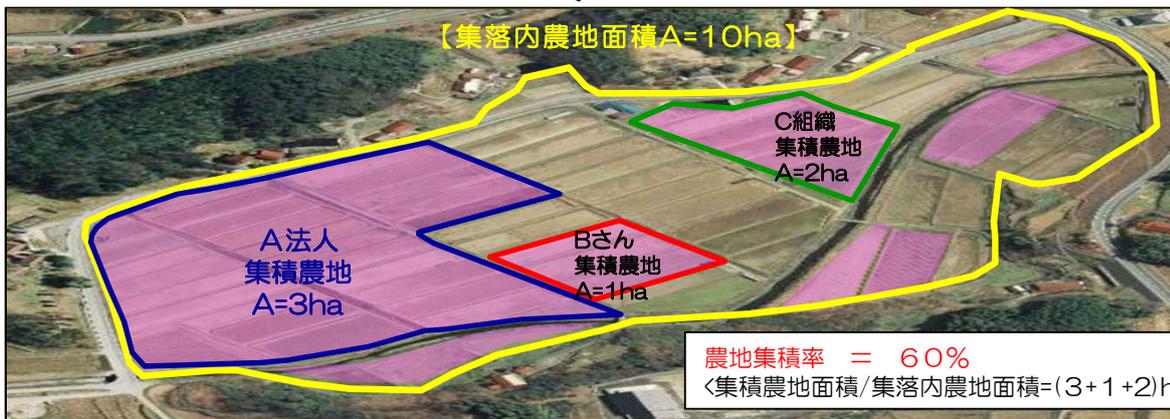
促進費の交付により**農家負担を軽減**

【6法指定地域】	国 55%	県 15%	その他 30%⇒ 17.5%	促進費 12.5%
【一般地域】	国 50%	県 10%	その他 40%⇒ 27.5%	促進費 12.5%

※6法指定地域：離島振興地域、豪雪地帯、振興山村地域、半島振興地域、過疎地域、特定農山村地域

【促進費の交付例】

事業内容：暗渠排水
事業費：10,000千円
農家負担：3,000千円（農家負担を30%と仮定した場合）



事業
実施
範囲

団体営農業基盤整備促進事業を契機に集落内農地の**60%**が担い手へ集積

農地集積促進費の交付 1,250千円（事業費10,000千円×12.5%）

農家負担金 3,000千円 ⇒ 1,750千円 **《1,250千円の負担軽減》**